

相互友好交流協定書

日本国・日本労働組合総連合会愛媛県連合会（連合愛媛）と中華人民共和国・青島即墨市総工会は、2006年5月12日青島即墨市において第1回懇談会を開催し、「日中共同声明」及び「日中平和友好条約」の精神に基づき、両組合の相互友好交流について、次のとおり協定する。

1. 双方は平和友好、平等互恵、相互依存、長期安定の原則に基づき、友好交流の推進と日中両国民の友好交流に積極的に努力する。
2. 両組合の交流以外、歴史と社会、経済、文化など様々な分野で理解を深め、協力し合い、共に発展を求めていく。
3. 定期交流は、その都度双方の合意に基づき、原則として交互に毎年1回とし、訪問人員は5名とする。訪問期間は1週間前後で、具体的な日程については、事前協議する。
4. 経費は、双方県省内の滞在費用を受け入れ側で負担することとし、県省外ならびに協議人数以外の費用は訪問側が負担する。
5. 本協定書に記載していない内容と、疑問が生じた場合は、双方は友好的に協議し解決する。
6. 交流事項・諸準備については、連合愛媛と青島即墨市総工会が事務局レベルで協議する。
7. 本協定書は、日本語・中国語の2ヶ国語で各2通作成し、各1通を双方で保管する。
8. 本協定は、双方代表者が署名・捺印した日より効力を有する。

2006年 5月 12 日

日本国

日本労働組合総連合会愛媛県連合会

会長

木原 忠幸



李同秀



友好交流协议书

中华人民共和国·青岛即墨市总工会与日本国·日本劳动组合总联合会爱媛县连合会(连合爱媛), 2006年5月12日于青岛即墨市进行第一次恳谈会, 根据《中日联合声明》以及《中日和平友好条约》确立的中日友好原则的基本精神, 就两会间的友好交流签订协议。

1. 双方本着和平友好、平等互利、相互信赖、长期稳定的原则, 努力促进相互友好往来, 积极为中日两国人民的友好交流做贡献。
2. 除了开展工会领域的交流以外, 不断促进历史和社会、经济、文化等方面的相互理解与交流, 促进相互合作与发展。
3. 定期交流, 原则上为隔年一次互访, 每次为五人。访问时间为一周左右, 关于具体日程由双方事先协商。
4. 关于定期交流访问的经费, 在双方省县内的费用由接待方承担, 省县外的费用及超出协议人员的费用由派出方承担。
5. 本协议未记载的部分及产生疑问时, 由双方友好协商解决。
6. 关于访问期间的具体活动安排等, 由连合爱媛与青岛即墨市总工会双方事务局协商。
7. 本协议用中日两种文字做成, 双方各保留一份, 具有同等效力。
8. 本协议双方代表签名盖章后即日生效。

中华人民共和国青岛即墨市总工会

主席(签字)

李国民

日本劳动组合总联合会爱媛县连合会

会长(签字)

木原宪章



2006年5月 日